

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月1日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 4 国名：カンボジア 担当：カンボジア事務所
案件名：高速道路計画策定にかかる情報収集・確認調査（高速道路制度設計）

1 今回契約予定のコンサルタント
高速道路制度計画 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月上旬から2013年9月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 第1次派遣 第2次派遣 整理期間 M/M
高速道路制度計画 2 28 5 2 1.30
（国内：0.20M/M、現地：1.10M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月15日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- ア 業務方針の的確性 6
 - イ 業務方法の整合性、現実性等 12
 - ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 2
- (2) 業務従事者の経験能力等
- ア 担当事項：高速道路制度計画
 - (ア) 類似業務の経験 40
 - (イ) 対象国又は同隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8
 - (ウ) 語学力 16
 - (エ) その他 学位、資格等 16
- （計100点）

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：カンボジア/全途上国
類似業務：高速道路計画にかかる各種調査

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。
その他：特になし

7 業務の背景と目的

カンボジア王国（以下、「カ」国）の全国道路網は1992年の和平後から我が国、米国、豪国、アジア開発銀行、世界銀行等の支援により復旧が推し進められてきた。その結果、道路・橋梁インフラの基幹部分はほぼ復旧が完了し、道路は国内輸送の中心的役割を担っている。さらに近年は「カ」国の経済発展に伴い急増する国内・国際交通需要に対応するための道路網の強化・拡充の段階に移っている。特に国際幹線道路網の形成においては、2015年のASEAN経済統合を見据え、大メコン圏（Greater Mekong Subregion：GMS）における南部経済回廊の整備による地域連結性の向上が優先課題となっている。2010年10月のASEANサミットで採択されたASEANコネクティビティ・マスタープランでは2020年までにASEANハイウェイネットワークをアジアハイウェイ規格Class I（4車線～）以上で整備することが挙げられている。我が国は国道1号線、国道5号線の改修事業により国内経済基盤の強化と南部経済回廊の連結性向上の支援を進めている。

一方、経済成長が先行する隣国のタイ国、ベトナム国では、それぞれ高速道路網計画を策定し、高速道路の整備が始まっている。また同計画によるとベトナム・ホーチミン市とカンボジアの国境モクバイを結ぶ高速道路は2020年以降の着手予定である。これまで「カ」国は2006年にJICAの支援を得て作成された全国道路網マスタープランを参照しつつ既存道路の改修を中心に進めているが、国内外の急速な経済成長、ASEAN統合に伴う交通需要の一層の拡大を踏まえ、「カ」国においても高速道路マスタープラン（M/P）の策定に着手すべき時期が迫っている。JICAが2012年度に実施した「全国道路網整備計画にかかる基礎情報調査」では、南部経済回廊の改修スケジュールに加え、高速道路M/P策定の検討時期を提案した。これを受けて、「カ」国公共事業運輸省にて高速道路計画策定の必要性の認識が高まっている。

既存道路の改修と異なる高速道路整備については、経済活動への影響、国土開発戦略、投資規模、技術水準、運

営・維持管理体制等について包括的な視点からM/Pを作成する必要がある。また、計画～施工に時間を要する大事業となるため、経済成長・交通需要にあわせた整備を行うためには、適切なタイミングでM/Pを策定し、事業実施を進める必要がある。年間6%超の経済成長が続き、交通需要、外国直接投資が急増している中、「カ」国の高速道路M/Pの策定期間を見極め、検討すべき事項を整理して、M/P策定について具体的な検討を進める必要がある。

本調査では、「カ」国の高速道路整備に関する情報を収集・分析し、高速道路整備の長期的な見通し、短・中期の優先プロジェクトに関し提言を行う。また高速道路M/P策定調査の実施に向け、実施運営体制等の制度面を含む要検討事項を整理し、開発計画調査型技術協力を行う場合に想定される調査スコープ案を検討する。これら検討結果に基づき、高速道路M/P策定の必要性和M/Pで調査すべき事項、高速道路整備に向けた実施スケジュールについて「カ」国側と具体的な検討を進めるための資料を作成する。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、JICAカンボジア事務所及びMPWTに派遣中の運輸政策アドバイザーに報告、相談を行いつつ、他の団員と協力して担当分野にかかる以下の調査を行う。また、本コンサルタントは、別途派遣される業務実施契約（単独型）「道路計画」団員が行う業務の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[高速道路制度計画]

(1) 国内準備期間（2013年6月上旬）

ア カンボジア及び近隣国を対象とする既存の文献、報告書等をレビューし、調査方法を検討するとともに必要な情報について質問票（英文）を作成する。

イ 業務計画書（和文）を作成し、JICA経済基盤開発部へ提出する。

ウ 「カ」国側に調査主旨、調査項目、調査スケジュールを説明するためのインセプションレポート案（英文）を作成し、JICAカンボジア事務所へメールで提出する。

エ 対処方針会議等に参加する。

(2) 第1次現地派遣期間（2013年6月中旬～7月中旬）ベトナム、タイへの出張を認めるが、出張時期・期間についてはJICAカンボジア事務所と相談して決定する。

ア JICAカンボジア事務所等との打合せに参加する。

イ 「カ」国側にインセプションレポートを用いて調査概要を説明するとともに、必要な情報収集、協議、現地調査を行う。

ウ 近隣国（ベトナム国、タイ国等）の高速道路整備に関する以下のデータ収集を行う。

(ア) 高速道路整備に関連する社会・経済データの収集・整理

(イ) 高速道路整備・運営に関係する組織・体制、関連法規

(ウ) 大メコン圏における高速道路整備計画の動向

エ カンボジアの道路整備に関する以下のデータを収集・整理する。

(ア) 高速道路計画策定に必要な社会・経済データの収集・整理

(イ) 有料道路整備・運営に関する組織・体制、関連法規

オ カンボジアの高速道路整備について以下の事項について提言を行う。

(ア) 事業実施体制、運営・維持管理の制度

(イ) 交通管制システム、交通安全対策、料金徴収システム等の導入提案

(ウ) 投資、整備資金調達提案

(エ) 必要な法整備

カ カンボジアの高速道路網を計画的に整備・運営するための投資、運営・維持管理等の事業実施体制、制度面を含むM/Pでの要調査事項を検討する。

キ 以上の検討結果に基づき、高速道路M/P策定の必要性和M/Pで調査すべき事項、高速道路整備に向けた実施スケジュールについて「カ」国側と具体的な検討を進めるための要旨を取りまとめた調査報告書サマリー（案）（英文）を他団員とともに取りまとめる。

(3) 第2次現地派遣期間（2013年8月中旬）

ア JICAカンボジア事務所と共に「カ」国側に調査結果を説明し、協議を通じて高速道路整備の実現に向けた実施スケジュールを具体化する。

イ 調査報告書（案）（英文）（担当部分）をJICAカンボジア事務所に報告、提出する。

(4) 帰国後整理期間（2013年8月下旬）

ア 帰国報告会に参加し、担当分野の調査結果についてJICA経済基盤開発部に対し報告を行う。

イ 調査報告書担当部分（英文）をメールでJICAカンボジア事務所に提出する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における成果品は(3)調査報告書（案）（担当分野）とする。

(1) 業務計画書

契約約款第2条及び付属書I「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。

和文1部（JICAカンボジア事務所）

(2) インセプションレポート（案）（担当分野）

英文1部（JICAカンボジア事務所）

(3) 調査報告書(案)(担当分野)

英文1部(JICAカンボジア事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

・航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路:本邦からプノンペン往復

・カンボジア到着後のベトナム、タイへの国外出張の交通費、及び車輛手配はJICAにて別途手配するため、見積は不要です。(ただし車輛は業務時間以外は自己負担)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る次の資料は、JICA経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課(03-5226-8104)にて閲覧できます。

- ・全国道路網調査フォローアップ調査
- ・総合物流システム情報収集・確認調査

また、以下の資料はJICA図書館Webにて閲覧できます。

<http://libopac.jica.go.jp/>

- ・全国道路網整備計画にかかる基礎情報調査(2013年3月)
- ・メコン地域における物流促進のための通関業務の改善にかかる調査(2011年2月)

その他参考資料

・Overview on Transport Infrastructure Sectors in the Kingdom of Cambodia (4th Edition) (2012年12月)

<http://www.mpwt.gov.kh/about-ministry/achievements.html?lang=en>

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

特になし